

令和3年(2021年)4月26日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

緊急事態宣言後の保育所等の対応について

日頃から保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年(2021年)4月25日(日)から同年5月11日(火)までの期間において、東京、大阪、兵庫、京都の4都府県を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、下記のとおり本市の対応を決定しましたのでお知らせします。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

今回の緊急事態宣言は、大型商業施設や飲食店等に対し、休業や営業時間短縮を要請するとともに、都民に対し、不要不急の外出・移動の自粛を要請することで、人の流れを減少させ、感染拡大を防止することを目的に、大型連休の期間にあわせて実施されるものです。そのため、国として、保育所等に対しては、一斉臨時休園や保育の規模の縮小を求める方針です。

こうした状況を踏まえ、市内の保育所等においては、緊急事態宣言後についても必要な保育を提供できるよう、登園自粛要請は行わず、感染拡大防止対策を徹底したうえで平常どおりの運営を行います。

2 感染拡大防止のためのお願い

各保育所等においては、感染防止対策を徹底しながら保育を継続してまいります。保護者の皆様におかれましても、緊急事態宣言期間中に限らず、以下の対応にご協力をお願いします。

(1) 登園時のお願い

- ① 毎朝登園する前に、必ずご家庭にて園児及び保護者の検温をお願いします。
- ② 送迎の際、保護者はマスクを着用し、アルコール消毒又は手洗いの徹底をお願いします。
- ③ 園児の受け入れ・受け渡し方法については、各保育所等のルールに従ってください。

(2) 保育所等への連絡

次に該当する場合は、在園している保育所等へ速やかにご連絡をお願いいたします。

- ① 園児本人に発熱(目安 37.5℃以上)やせきなどの呼吸器症状が認められる場合
 - ② 園児又は園児の同居家族が濃厚接触者として特定された場合
 - ③ 園児又は園児の同居家族が PCR 検査を受けることとなった場合
 - ④ 園児又は園児の同居家族の PCR 検査結果が判明した場合
- ※ ①に該当する場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、②③に該当する場合は、検査の結果陰性が確認されるまで(保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで)登園を控えていただくようお願いします。

(3) 保育所等の利用にあたって

保育所等は、施設の特性上「3つの密(密閉・密集・密接)」の条件を満たしてしまう可能性も高いことから、お子様の感染リスクを回避する観点からも、従来どおりの取扱いではありますが、保護者の仕事が休みの日は可能な限りご家庭でお過ごしいただくことや、在宅勤務により通勤時間が短縮されている場合などは、早めにお迎えに来ていただくなど、必要な時間のみのお預かりとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。(必要な保育の提供を妨げるものではありません。)

なお、今回の緊急事態宣言に伴う登園自粛の要請は行わないため、自主的な欠席に対する保育料の日割り減免は実施しません。

3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

現時点では、新型コロナウイルス感染症が発生していない保育所等を含む市内全域での一斉臨時休園を行う予定はありませんが、市内保育所等において、在園児または保育士等に感染者が発生(検査により陽性と診断)し、園内で感染拡大のおそれがある場合は、当該施設を臨時休園とします。(臨時休園期間中は、代替の施設も含めて保育所等の利用は原則できませんので、ご了承願います。)

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該園児の保護者に対し、登園を避けるよう要請します。ご理解とご協力をお願いいたします。

(新型コロナウイルス感染症発生による臨時休園及び園児が陽性、濃厚接触者に特定された場合については、保育料を日割り減免します。)

4 その他

今回の対応については、令和3年(2021年)4月26日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、対応を見直す場合があります。

保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、乳幼児、保護者及び保育士等への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続していくための対応であることをご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。